

SaaS に関する取引条件

本取引条件は、イータス株式会社（神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-5）が SaaS（software as a service）として提供するソフトウェアアプリケーションをご利用のお客様に適用されます（以下、イータス株式会社を「プロバイダ」、お客様およびプロバイダを併せて「両当事者」、各々を「当事者」といいます）。

1. 定義

- 1.1. 「アカウント」とは、アクセス制限が設けられたプロバイダのアプリケーションへのアクセス権限を意味します。
- 1.2. 「アプリケーション」とは、プロバイダが個別契約に基づいて提供する個々のソフトウェアアプリケーションを意味します。
- 1.3. 「個別契約」とは、プロバイダとお客様がアプリケーションの提供に関して交わす合意文書（見積書、注文書など）を意味します。
- 1.4. 「顧客データ」とは、サービス、ストレージスペースおよび/またはアカウントの使用に関連して、お客様またはお客様の代理人が提出する、もしくはお客様がアプリケーションへのマニュアル入力により生成する、全てのデータ、情報、コンテンツまたは資料を意味します。顧客データにはアクセス記録と登録データも含まれます。
- 1.5. 「サービス説明書」とは、各アプリケーションの技術的機能を記述したものです。
- 1.6. 「リソース」とは、サービス（記憶空間、プロセッサ容量など）のパフォーマンスを決定するシステムコンポーネントです。
- 1.7. 「サービスレベル合意書」または「SLA」とは、プロバイダが提供する可用性および保守に関して、アプリケーションの品質的特徴を定義するものです。SLA は本取引条件の不可欠な一部です。

2. 適用範囲

- 2.1. プロバイダは、本取引条件、ならびに本取引条件の一部をなす付属書類に基づいてのみ、アプリケーションをお客様に提供します。
- 2.2. アプリケーションの提供にあたり、お客様または第三者の取引条件は、プロバイダがそれらの適用について明示的に異議を唱えなかった場合を含め、いかなる場合においても適用されないものとします。お客様または第三者の取引条件が記載または参照されている文書をプロバイダが参照した場合においても、かかる行為は、お

客様または第三者の取引条件を適用する旨の同意を意図するものではありません。

- 2.3. 両当事者間で都度書面にて作成される個々の合意書（付随的な合意書、補遺、修正版などを含む）は、本取引条件に優先するものとします。

3. 対象事項

- 3.1. 本取引条件は、当事者間の合意に基づきプロバイダがお客様からの対価の支払いを受けて行う、お客様へのリモートアクセスによるアプリケーションの提供、必要なサーバーインフラストラクチャの提供ならびにアプリケーションに関する使用权の付与または購入を約するものです。アプリケーションの詳細については、見積書にて参照されているユーザーマニュアル、サービス説明書または製品説明書に記述されます。
 - 3.2. お客様の既存システムとのインターフェース統合の実施は、本取引条件の適用範囲外となります。プロバイダが実施留守場合は、両当事者間の書面による合意が別途必要です。
 - 3.3. プロバイダは下請業者として ETAS GmbH に本サービスの提供を委託する権利を有するものとします。
 - 3.4. プロバイダのサービスは、合意された用途のみに提供されます。これは製品の Statement of Work や製品ユーザーマニュアル（www.etas.com/manuals）あるいは製品またはサービス説明書にて定義され、企業間（B2B）取引に限定されます。書面（Statement of Work など）による明示的な別段の合意がない限り、プロバイダのサービスは、プロバイダがプロバイダの製品を納入する場所（国）で使用する場合にのみ有効です。
- ### 4. アプリケーションおよびサーバーインフラストラクチャの提供
- 4.1. プロバイダは本取引条件の規定に従い、個別契約にて合意した日時以降、アプリケーションの最新バージョンをプロバイダまたはその下請業者が提供するサーバーインフラストラクチャ

(以下、「サーバー」といいます) 上にて利用に供するものとします。

- 4.2. お客様によるアプリケーションへのアクセスは、インターネットを介して行うものとします。
- 4.3. プロバイダは、アプリケーションへのアクセス時に必要となる、アプリケーションを使用するためのアクセスデータをお客様に提供します。
- 4.4. アプリケーションへのアクセス権を取得してアプリケーションを使用するためにアカウントが必要な場合、プロバイダは、お客様が本取引条件に同意した後にアカウントを利用可能にするものとします。ユーザーアカウントの使用には、多要素認証または証明書に基づいた認証が必要です。アカウントおよびアクセス認証情報は、譲渡することはできません。お客様は、自らのアカウントを使って行われる全ての行為に責任を負うものとします。
- 4.5. お客様は自らの責任において全てのパスワードおよびPINを秘匿するものとします。ユーザーパスワードおよびPINの不正使用により生じる結果について、プロバイダはいかなる責任も負わないものとします。
- 4.6. プロバイダはアプリケーションの用途に必要なだけのリソースを、プロバイダのサーバー上にて利用に供するものとします。サービスの範囲についての詳細情報は、見積書をご参照ください。これらのリソースのサイズは個別契約にて規定されます。お客様は自らの責任においてリソースの制限を遵守するものとします。お客様が契約で合意された範囲を超過するリソースを使用した場合は、リソースの追加使用に対する料金がお客様に請求されます。請求費用は個別契約により規定されます。
- 4.7. プロバイダは顧客データの保存および定期的なバックアップを、契約関係が存続する全期間を通じて、契約により合意された範囲で行うものとします。商法ならびに税法がお客様に要求する保存期間の遵守については、お客様が全責任を負うものとします。
5. **アプリケーションの技術的可用性**
 - 5.1. プロバイダは、プロバイダのデータセンターのインターネットハブにおけるアプリケーションの可用性を保つ義務のみを負います。
 - 5.2. 但し、以下の理由によってアプリケーションが

利用不能となった場合、プロバイダは責任を負いません。(i) 計画的な保守作業(アップデート、アップグレードなど)、(ii) その他の計画的な一時運用停止、(iii) プロバイダの責任ではない正当な事由またはその他の事由による計画外の保守作業。これには、お客様の通信接続(プロバイダのデータセンターの外にある通信セクション)の提供、運用、サポートにおける不具合、特に、お客様によるインターネット接続上の障害などが含まれます。

- 5.3. 製品またはサービス説明書あるいはSLAに明記される可用性が適用されます。個別契約にて規定された可用性に含まれない事象に関連又は起因してアプリケーションが利用不能となった期間(ダウンタイム)について、プロバイダは責任を負いません。これには、既に開始した取引のデータがダウンタイムに関連して喪失された場合も含まれます。ダウンタイムにより喪失されたデータの復元について、プロバイダは一切責任を負いません。ダウンタイムには、特に次の事例が含まれます。

(1) ソフトウェアサービスの障害

(2) 利用不能なクラウドインフラストラクチャによる障害

- 5.4. プロバイダは、ユーザーマニュアルに記載されたアプリケーションの諸機能の可用性は、同じくユーザーマニュアルや製品またはサービス説明書に規定されたシステム要件をお客様が遵守していることを前提としています。システム要件の遵守については、お客様が全責任を負うものとします。システム要件の変更およびプロバイダの技術的システムの変更には、第15条の規定が適用されるものとします。
- 5.5. プロバイダがシステムの正常な機能につき責任を負う範囲は、プロバイダのデータセンターのインターネットハブまでとします。

6. サポート

- 6.1. プロバイダはサポートセンターを通し、提供するアプリケーションに基づき発生する全ての偶発事象(インシデント)についての最初の連絡窓口(FPoC)を、お客様に提供するものとします。お客様はインシデントについてプロバイダへ知らせるものとします。サポートは、プロバイダの通常の営業時間内(日本における祝日を除く月曜日から金曜日)に提供されます。お客様は、プロバイダのインターネット・ウェブサ

イトのサポートページ
 (https://www.etas.com/de/support/support_hotlines.php)にて営業時間を確認できます。プロバイダまたはお客様はそれぞれのインシデント報告につき 1 枚のチケットを作成し、分類します。お客様は、問題解決にあたり必要な全情報をプロバイダへ提供するものとします。

- 6.2. サポートは日本語あるいは英語で提供されます。
- 6.3. 当該エラーの報告者たるお客様には、当該インシデントの状況に関する情報が定期的に提供されます。ただし、プロバイダによるインシデントチケットの審査の結果、インシデントの原因が第 12.6 条に規定されるお客様によるサービスや義務の履行にあること、もしくはプロバイダの責任の範囲外によるものであることが示された場合、インシデントチケットは終了となり、問題解決の責任はお客様自身にある旨がお客様に通知されます。
- 6.4. プロバイダは、保守作業のためにアプリケーションの提供を一時停止する権利を有します。プロバイダは、お客様によるアプリケーションの使用に可能な限り支障が生じないような方法で、保守作業を計画するものとします。

7. プロバイダによるその他のサービス

- 7.1. 本契約の期間中、プロバイダはお客様に対し、アプリケーションに関する説明書（ユーザーマニュアルや製品またはサービス説明書）の最新版を電子的形態にて提供するものとします。
- 7.2. プロバイダによる追加のサービス、特に（お客様のシステムおよび／または設備や技術ユニットへの）統合やコンサルティングといったサービスに関しては別途、書面による合意が必要です。本取引条件において、お客様はかかるサービスを受ける権利を有しません。

8. 使用权

- 8.1. プロバイダはお客様に対し、契約関係が存続する期間中、ユーザーマニュアルや製品またはサービス説明書に記載される機能および用途に基づきアプリケーションを使用するための、サブライセンス不可かつ譲渡不可の非独占的権利を許諾します。
- 8.2. プロバイダのアプリケーションを SaaS として提供するにあたり、当該アプリケーションで使用されるオープンソースソフトウェア（「OSS」）

に固有のライセンス条件を満たす必要がある場合、適用される OSS ライセンス条件を含めた OSS コンポーネントの説明は、ユーザーマニュアルまたはアプリケーション自体あるいは製品またはサービス説明書に記載されるものとします。

- 8.3. プロバイダは、かかるアプリケーションをリモートアクセスを介した SaaS（Software as a Service）として利用に供します。お客様は、お客様自身の固定記憶装置上でアプリケーションを利用することはできません。また、お客様はデータセンター環境においてアプリケーションを利用可能にする権利も、使用する権利も有しません。
- 8.4. 個別契約の期間中にプロバイダがアプリケーションの新バージョン、アップデート、アップグレード、修正版または拡張機能を提供する場合や、アプリケーションに関してその他の変更を実行する場合、たとえお客様が修正版または拡張機能を別途注文してプロバイダへ対価を支払ったとしても、第 8 条の規定が適用されるものとします。
- 8.5. お客様は、本取引条件により明示的にお客様に許諾される権利を除き、その他いかなる権利も許諾されないものとします。特に、お客様は以下の権利を有しません。
 - a) アプリケーションおよび／またはアカウントを、本取引条件にて合意された使用範囲を超えて使用する、または第三者による使用を許可すること
 - b) 第 8 条第 1 項の規定に従って、アプリケーションおよび／またはアカウントを第三者の利用に供すること
 - c) アプリケーションおよび／またはアカウントを複製する、または期間を限って（特にリースや貸与を目的として）提供すること
- 8.6. お客様は、本取引条件の規定を遵守することを約束し保証します。
- 8.7. お客様が第 8 条の規定に違反した場合において、プロバイダがお客様のアプリケーションへのアクセス権をブロックすることで違反の是正が可能なとき、プロバイダは書面による事前通告を行った上で、かかるブロックを実行することがあります。当該アクセス権のブロックが必要とされた事由が解消され次第、お客様に対するブロックは解除され得るものとします。お客様が

プロバイダからの書面による警告を受けたにもかかわらず、第 8 条の規定違反となる事由を継続もしくは繰り返した場合、プロバイダはかかる違反の責任がお客様にはなかった場合を除き、事前に通知することなく契約関係を正当に終了する権利を有します。これにより、プロバイダがお客様に対する損害賠償を請求する権利が影響を受けることはありません。

9. 知的財産

顧客データを除くアプリケーションの全コンテンツ（テキスト、グラフィック、ロゴ、ボタンアイコン、画像、オーディオクリップなど）はプロバイダもしくは当該コンテンツのライセンサーの所有物であり、著作権またはその他の知的財産権により保護されています。

10. 顧客データ

- 10.1. お客様がアプリケーションを使用する目的において、個人データを処理することは禁じられています。ただしアクセス用のデータを照会する目的における場合を除きます。
- 10.2. 個別契約に従いお客様がアプリケーションを使用できるようにすることを目的として、お客様はプロバイダに対し、サーバーインフラストラクチャに登録した顧客データを使用する権利を許諾します。これには特に、かかる顧客データを（データバックアップなどの目的で）、データへのアクセスのために、複製する権利、第三者に開示する権利、修正する権利を含みます。
- 10.3. お客様は以下のことを保証します。
 - a) お客様および／またはそのライセンサーは、本取引条件に基づく権利の許諾に必要な顧客データに対する全ての権利を有していること;
 - b) 顧客データは本取引条件または適用される法律に違反するものではなく、かつ、第三者の知的財産権を侵害するものではないこと
- 10.4. お客様が作成した、またはプロバイダから提供される顧客データについては、お客様がこれらを保護する責任を負います。個別契約にて別段の合意がない限り、お客様は顧客データを定期的にバックアップする義務を負います。お客様による各回のバックアップは、いつでも顧客データの復元が可能な方法で行うものとします。
- 10.5. プロバイダは、保存された顧客データが違法かつ

／または第三者の権利を侵害するという正当な疑いがある場合、お客様によるアプリケーションならびにストレージスペースの使用をただちにブロックする権利を有します。とりわけ、裁判所、管轄当局および／またはその他の第三者からプロバイダへその旨の通知があった場合、違法性および／または第三者の権利侵害の正当な疑いがあるとみなされます。その場合、プロバイダはお客様に対してブロックを実施し、その理由を通知します。疑いが解消され次第、ブロックは解除されるものとします。

11. 契約不適合に関する請求

- 11.1. お客様から契約不適合（アプリケーションが両当事者が合意した仕様書に合致していないこと。以下、「契約不適合」といいます）の報告があった場合、プロバイダはその都度、プロバイダの裁量により、説明書類を含むアプリケーションの契約不適合に対処するものとします。プロバイダの責任による全ての損害賠償請求には、本取引条件の第 17 条の規定が適用されるものとします。
- 11.2. お客様がアプリケーションの使用が許可されなかったことを根拠として契約を解除する権利は、個別条件に定める使用目的を実現できなかったとみなされる場合を除き、排除されます。個別契約に定める使用目的を実現できなかったとみなされるのは、少なくとも 2 回の試みが不成功に終わった場合とします。
- 11.3. 無償で提供されるアプリケーションに関しては、プロバイダによる故意または重過失の場合を除き、プロバイダの保証の対象とはなりません。

12. 対価、税、価格変更

- 12.1. 対価の額は見積書にて明示されます。本合意書にて合意される対価は間接税、特に取引高税、物品サービス税、消費税および地方消費税、売上税、その他物品サービスにかかる税等、およびそれらに対する全ての追徴金ならびに付加税を除外しますが、それらに限定はされません。かかる租税が適用される場合には、それらはお客様の追加負担とします。
- 12.2. プロバイダからお客様に請求書が発行された時点でお客様の支払い義務が発生するものとし、別段の合意がない限り、プロバイダからの全ての請求書に対する支払いは、いかなる控除もなく、プロバイダが指定する銀行口座をに、請求日の翌月末までに行われるものとします。

12.3. 見積書にて合意した対価に含まれない他のサービスについては、お客様は別途見積りを要請する必要があります。

12.4. 各当事者は適用される法律の要件に従い、本契約に基づく取引に関連して当該当事者に課される全ての税、およびその他の全ての納付金や手数料等（追加される延滞金、利子その他を含む）を特定し、支払う責任を負います。

12.5. ライセンスやサービスの価格が、お客様が居住する国の現地法に従って源泉徴収税控除の対象となる場合、お客様は、支払われる価格から税金分を差し引き、管轄の当局に納付するものとし、源泉徴収税の減額または免除が可能な場合（お客様が居住する国とプロバイダが居住する国との間における二重課税防止条約が存在する場合）、当事者は、かかる減税または免除の申請が確立された規則に従って処理されることを確認するものとします。お客様は、源泉徴収された税の源泉徴収税証明書プロバイダに提示する義務があります。

12.6. プロバイダは個別契約の開始後 12 カ月が経過するまでの間、取引条件に定めた対価の引上げを行うことはできませんが、それ以降は個別契約の期間満了日の 3 カ月前までに事前に書面にて通知することで対価の引上げを行う権利を有します。ただし、その金額はプロバイダのカタログ価格を超えてはならないものとします。こうして調整した対価の再引上げは、直近の調整から 12 カ月が経過した後のみ要求できるものとします。対価が調整され、直近の価格の 10% を超えて引上げられた場合に限り、お客様は対価調整の発効日の 6 週間以内に申し出ること、対価調整の発効日をもって契約関係を終了させることができます。

13. お客様の義務

13.1. お客様は、契約上の義務を履行するために要求される全ての協力義務を果たすものとします。お客様は特に以下の義務を負います。

- a) お客様に付与された使用権およびアクセス権の認証情報を秘匿し、第三者によるアクセスからそれらを保護し、権限のないユーザーにそれらを開示しないこと。お客様はこれらのデータを適切かつ効果的な手段により保護するものとします。権限のない人物がアクセス用のデータおよび／またはパスワードを入手した可能性があるとの疑いが生

じた場合、お客様は遅延なくプロバイダへ報告するものとします。

- b) ユーザーマニュアルに記載されたシステム要件を整えること
- c) 第 8 条の使用権に関する制限／義務を遵守すること、また、かかる義務へのいかなる違反も、再発防止の目的をもって効果的に是正すること
- d) 個人データが当該アプリケーション内でのみ収集、処理または使用され、他の法令や認証が適用されない場合において、対象となる個人から必要な同意を取得すること
- e) データや情報をプロバイダへ送信する前にウイルス／マルウェア等のチェックを実行すること、また、最新技術に準拠したウイルス対策プログラムを実装すること
- f) アプリケーションの契約不適合を知り得た場合、ただちに（遅くとも翌営業日以内に）電子メールにてプロバイダへ報告すること

13.2. お客様は以下の権限を有しません。

- a) 当該アプリケーションの非公開領域、または当該アプリケーションの根幹をなす技術システムにアクセスすること
- b) ロボット、スパイダー、スクレイパー、その他類似のデータ収集／抽出ツールを使用したり、所定の API エンドポイントの外部で何らかのプログラム、アルゴリズムまたはメソッドを当該アプリケーションの検索、アクセス、入手または監視の目的に使用すること
- c) 顧客データを故意にウイルス、ワーム、トロイの木馬、またはその他の感染したコンポーネントや有害なコンポーネントとともに送信すること、または、その他の方法でアプリケーションの適正な機能を妨げること
- d) 当該アプリケーションの脆弱性のテスト、スキャンまたは分析を行うこと
- e) 当該アプリケーションの各種応用、機能または使用性に破壊的影響を及ぼすようなデバイス、ソフトウェア、ルーチンを意図的に使用すること、その他のデータ、システムまたは通信システムを悪意をもって破壊すること、過大な負荷を生じさせること、有害な干渉、またはデータの不正な傍受や捕捉を行うこと

14. データのプライバシー

- 14.1. 両当事者は適用されるデータ保護法令の規定を遵守するものとし、契約上の関係とその履行に関連した業務を行う従業員がデータ保護を遵守することを約束します。
- 14.2. お客様は個人データを処理する場合、アプリケーションデータの保護に関する規則のもとでかかる作業を行う権限を与えられていることを保証します。お客様は、第三者の権利を侵害した場合、第三者の請求によってプロバイダが受ける損害を補償するものとします。
- 14.3. プロバイダは契約の履行に必要な限りにおいて、顧客データの処理を行うものとします。お客様はその限りにおいて、かかるデータの処理に同意するものとします。
- 14.4. 第 14 条第 1 項から第 14 条第 3 項に基づく義務は、個人データがプロバイダの影響が及ぶ領域にある限り、個別契約期間終了後も存続するものとします。

15. 契約の変更

- 15.1. さらに開発または技術の進歩に鑑み、技術的条件または法的条件に変化が生じることがあります。プロバイダはそうした場合、本取引条件および有償アプリケーションの一部をそれらに合わせて変更する権利を留保します。その際、アプリケーションの基本機能はいかなる場合も維持するものとします。かかる変更は既存の契約関係についても有効となります。
- 15.2. 変更に伴い、それまでに生成されたデータの使用性が制限される場合や、その他の少なからぬ不利益（例えば変更のための出費など）が生じる場合、お客様はかかる変更の事前通知を、遅くとも変更実施予定日の 30 暦日前までに受け取るものとします。ただし、変更の遅延が安全性および／またはアプリケーションの使用性への重大な影響につながる場合は、この限りではありません。お客様が通知を受け取ってから 30 日以内に異議を唱えず、異議申し立ての期限を過ぎてもアプリケーションの使用を続けた場合、その期限日をもって変更への同意が得られたものとみなされます。お客様が異議を唱えた場合、契約関係はそれまで適用されていた条件のもとで継続するものとします。異議申し立てがあった場合、プロバイダは、1 カ月間の予告期間の後に契約関係を終了する権利を有します。お客様は異議を唱える権利とその結果について、変

更の事前通知の中で説明を受けるものとします。

16. 秘密保持

- 16.1. 両当事者は、本取引条件に関連して得られる、秘密として扱われるべき全ての情報（「秘密情報」）について守秘義務を遵守するものとします。プロバイダは、本取引条件の目的を達するために秘密情報を知る必要がある下請業者に対しては、その業者にも同様の守秘義務が課されている場合に限って、秘密情報を開示する権利を有します。秘密情報のその他第三者への開示は（目的の如何を問わず）事前に他方当事者の書面による同意を得た場合にのみ、行うことができます。
- 16.2. かかる情報またはその一部について、情報を受領する当事者が以下のいずれかの事実を証明できる場合、第 16 条第 1 項に定める義務は適用されません。
- 受領当事者が受領日より前に既知していた情報である、もしくは、受領日以降に第三者から合法的に、守秘義務なしに知ることができた情報である
 - 受領日より前に一般公衆に既に知られていたか、一般に入手可能であった情報である
 - 受領日以降に、受領当事者に帰責することなく一般公衆に知られたか、一般に入手可能になった情報である
 - 開示当事者が、受領当事者に対する書面により、当該情報を秘匿する権利を放棄したことにより、守秘義務が免除された情報である
- 16.3. 両当事者は双方の事前合意がある場合のみ、両者の協力関係を一般に公表できるものとします。お客様は、プロバイダの代理人または商業上のパートナーとして振舞う権利を有しません。お客様はプロバイダによる事前の同意なくして、想定上もしくは既存の契約に基づく協力関係に関する情報を、照会やマーケティングの目的に利用する権利を有しません。
- 16.4. 別途第 16 条第 2 項に規定する場合を除き、第 16 条第 1 項に基づく義務は、本取引条件の終了後もなお 5 年間にわたって存続します。
- ## 17. 賠償責任
- 17.1. 以下のいずれかの場合、プロバイダは法規定に従って賠償責任を負うものとします。

- a) 故意または重過失がある場合
 - b) 製造物責任法の規定に該当する場合
 - c) プロバイダが与えた保証の範囲内である場合
 - d) 人の生命もしくは身体に対する危害または健康障害を招いた場合
- プロバイダはその他一切の賠償責任を負わないものとします。
- 17.2. 本取引条件に起因または関連してプロバイダからお客様に支払われるべき損害賠償の額は、当該損害の原因となった個別契約に基づきお客様が支払う代金または料金の額を上限とします。適用法により禁止されていない限り、本取引条件に定める保証は、プロバイダまたはプロバイダのサプライヤーもしくは下請業者の側における第三者の権利不侵害および商品性もしくは特定目的適合性の黙示の条件または保証を含め、あらゆる明示、黙示または制定法上の条件または保証に代わるものです。排除することのできない黙示または制定法上の一切の保証は、本取引条件に定める明示の保証の有効期間（期間に明記が無い場合の請求期間はアプリケーションの提供から12か月間）に限定されます。プロバイダは、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害、使用機会もしくはデータの喪失、逸失利益または事業の中断などのいかなる損害についても、その主張される損害が保証、不法行為（過失および厳格責任を含みますが、人身傷害を除きます）、契約または免責に基づくか否かにかかわらず責任を負いません。本項の規定は本取引条件の他の規定に優先するものとします。
- 17.3. お客様が第10条第3項の規定を遵守せず、失われた顧客データを妥当な努力で回復可能にしておくための顧客データのバックアップを行わなかったことが損害の原因である場合には、第17条第1項に従い、プロバイダは顧客データの損失について責任を負いません。
- 17.4. 上述した責任の制限は、プロバイダの義務の履行を委託された下請業者による過失、ならびにプロバイダの従業員、代表者および法人の個人的責任にも適用されるものとします。
- 18. 期間、終了**
- 18.1. 別途合意されている場合を除き、本取引条件の有効期間は1年とします。
- 18.2. 当事者のいずれかが契約期間終了の3カ月前に通知することで契約関係を終了させない限り、契約関係はさらに3カ月間、自動的に更新されます。契約関係が終了すると、同時に、お客様のアカウントは次回更新予定日をもって終了します。
- 18.3. お客様が本取引条件に違反する行為を行った場合、特に支払いを滞納した場合には、プロバイダは、お客様のその他の契約上および法律上の権利を損なうことなく、妥当な猶予期間の経過後に本契約関係を解除または終了する権利を有します。
- 18.4. お客様が支払いを停止した場合、または債務免除を目的として破産手続きもしくは同等の手続きの開始の申請が行われている場合、プロバイダは、猶予期間を与えることなく契約関係を解除または終了する権利を有します。
- 18.5. 以下のいずれかの場合、プロバイダは、猶予期間を与えることなく契約関係を解除または終了する権利を有するものとします。
- a) お客様の財務状況が悪化した場合またはそのおそれがある場合で、その結果お客様がプロバイダに対する支払義務の履行能力が危険にさらされている場合。
 - b) お客様が破産した場合。
- 18.6. 個別契約に合意した後、法令および／あるいは規制の変更により契約内容の履行が困難になった場合、プロバイダは個別契約を解除または終了する権利を留保します。
- 18.7. 本第18条に記載される権利は、法定上のその他の権利により制限を受けるものでない限り、当事者間で合意された事項が優先して適用されるものとします。
- 19. 契約終了時および終了後の義務**
- プロバイダは契約関係終了から1カ月以内に、顧客データをプロバイダの全システムから消去するものとします。ただし、別途法律で定められた保持期間がある場合はこの限りではありません。顧客データがエクスポート可能であり、かつお客様がそれらに継続的な関心を有する場合、お客様は本契約の終了または前述の期間の満了前の適切な時期に、自らの責任でこれらの顧客データをエクスポートおよび保存します。お客様からの要請により、プロバイダは別途同

意する料金にて、それらの作業を支援します。

20. 輸出管理および税関

- 20.1. いずれの当事者も本取引条件において、外国貿易法（禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な（再）輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません）によってその履行が禁じられ、又は損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い本書に適用される法をいいます（以下、「外国貿易法」といいます）。そのような場合、いずれの当事者も必要な範囲で個別契約を終了する権利を有します。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本取引条件全体が解除されるものとします。
- 20.2. ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き（以下「認証」といいます。）に関して、本取引条件に基づく義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないものとします。申請を提出してから12か月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も、個別契約を解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本書全体が解除されるものとします。
- 20.3. 外国貿易法により本第20条第1項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、または第20条第2項に基づく遅延が発生した場合、いずれの当事者もその理由を不当な遅延なく他方当事者に通知するものとします。
- 20.4. プロバイダの要望により、お客様は、該当する外国貿易法を遵守するために必要である、あるいは当局が要請する情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービスの最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これらに限定されません。お客様が合理的な期間内にそのような情報を提供しない場合、プロバイダの裁量により、本取引条件に基づく義務の履行

を拒否する、あるいは個別契約を解除する権利を有するものとします。

- 20.5. お客様が製品およびサービスを第三者（特にお客様の関連会社）に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。お客様がこの義務に違反した場合、プロバイダは本取引条件に基づく義務の履行を拒否し、個別契約を解除する権利を有するものとします。
- 20.6. 適用される法律上許容される範囲において、プロバイダは、本取引条件に基づく義務履行の拒否または本第20条第1項、第20条第2項、第20条第4項、および第20条第5項に基づく本取引条件の終了に関連する、またはそれに起因する一切の請求に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 20.7. 国境を越えてプロバイダに製品を配送する場合、お客様は、出荷に関する完全かつ正確な輸入税関申告を行う目的で、商業送り状および納品書などの、必要なすべての書類と情報をプロバイダに提供する義務を有します。プロバイダへの無償配送の場合、お客様は、プロフォーマインボイスにて公正な市場価格を申告し、「通関目的のみ」と注記を記す義務があります。かかる価格には、ハードウェアやソフトウェアなど、商品のすべてのコンポーネントが含まれている必要があります。
- 納品書または見積書に別段の明示的な合意がない限り、国境を越えてソフトウェア、テクノロジー、またはその他のデータ（地図データなど）を提供する場合は、電子的手段（電子メールまたはダウンロードなど）によってのみ実行されるものとします。組み込みソフトウェア（ハードウェア上でフラッシュされるソフトウェア）の提供については、本条項は適用されないものとします。

21. 雑則

- 21.1. 両当事者間の契約関係は、日本法に準拠するものとします。法の適用に関する通則法及び国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の適用は排除されます。
- 21.2. 契約締結後にお客様がプロバイダに対し、法律面での影響を生じる意思表示や通知（例えば期限の設定、契約不適合の通知、契約関係の取り消し/減額の宣言など）を行う場合、それらを有効にするためには文章形式で記述しなければ

なりません。

- 21.3. 本取引条件のいずれかの条項が無効もしくは履行不能であるか、無効もしくは履行不能となった場合でも、残りの条項に影響を及ぼすことはありません。
- 21.4. 管轄裁判所は東京地方裁判所とします。
